

令和7年度

第1回 定期監査報告書

産業振興課

市民協働課

男女共同参画センター

清瀬市監査委員

令和7年度 第1回 定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の期間

令和7年12月17日から令和8年2月24日まで

第3 監査の対象課等

産業振興課、市民協働課、男女共同参画センター

第4 監査の範囲

令和7年4月1日から令和7年11月30日までにおける財務に関する事務及びその他事務の執行。ただし、補助金等については、令和6年度分を含む。

第5 監査の基準

清瀬市監査基準（令和4年4月1日施行）に準拠

第6 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、財務に関する事務及びその他事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、関係諸帳簿及び証拠書類と照合、その他必要と認める方法により実施した。

第7 監査の結果

監査の結果については、第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正かつ効率的に行われているものと認められた。

また、事務処理の不備については、改善策の実施に努め、事務全般を適正に行うことの重要性を認識し、質の高い効率的な行政運営を進め、行政サービスの向上につなげていくことを期待する。